

家持の死

川口常孝

一

桓武天皇、延暦四年（七八五）八月「庚寅、中納言從三位大伴宿禰家持死、……坐氷上川繼反事、免移京外、有詔宥罪、復參議春宮大夫、以本官出為陸奥按察使、居無幾、拜中納言、春宮大夫如故、死後廿余日、其屍未葬、大伴繼人、竹良等殺種繼、事發覺下獄、案驗之、事連家持等、由是追除名、其息永主等並処流焉」。

家持の生涯を知るためには、右の死伝は、生前の幾つかの記録によつて委細を補われる必要があるが、少なくとも、迂曲・波瀾に富んだ人生の行程を推測せしめるよすがにはなる。周知のとおり、万葉集は天平宝字三年（七五九）春正月一日の因幡国庁における家持の作品をもつて終っているが、それ以後において三度の失脚が彼の人生を見舞う。因幡守から中務大輔に栄転しながら、天平宝字八年（七六四）には、姻戚関係にあつた惠美押勝の失墜に関連して、薩摩守に左遷される。これが失脚の第一回。そして、二回、三回目、右の記事にも見られる、延暦元年（七八二）正月の氷上川繼の謀反に連坐してのそれと、死後発覺の中納言藤原種繼射殺事件に連

坐してのそれとである。最初のときは左遷にとどまつているが、二回目は「免移京外」、三回目は「追除名」というのであるから、かなりにきびしいものである。

さて考えてみなければならぬのは、二度目の失脚後、參議・東宮大夫に復せられた家持が、「以本官出為陸奥按察使」、居無幾、拜中納言」という点（A）と、三度目にこうむつた「其息永主等並処流焉」といふ処刑の点（B）とである。問題をわかりやすくかいつまむと、(A)前文において、中納言を拜した家持は京に帰つたのかどうか。(B)死後二十余日も葬られなかつた遺体も、息永主とともに配流の憂き目にあつたのかどうか、という点である。(A)、(B)の解決は、おのずからにして家持の死亡場所、また死後処理の事情を明らかにすることになる。ここではまず(A)の問題を考えて行き、(B)の考究は本稿の最後にまわすことにする。

右に引いた(A)の死伝記事の「為陸奥按察使」・「拜中納言」は、それぞれの年次個所において、「(延暦元年六月) 戊辰、春宮大夫從三位大伴宿禰家持為兼陸奥按察使鎮守將軍」・「(延暦二年七月) 甲午、從三位大伴宿禰家持為中納言、春宮大夫如故」とつづられており、家持が參議從三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍と

して、出でて任地に居たことは、疑いをさしはさむ余地がない。事実、続紀は、

延暦三年二月己丑、從三位大伴宿禰家持為持節征東將軍。

延暦四年四月辛未、中納言從三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍大伴宿禰家持等言、名取以南一十四郡、僻在_二山海_一、去_二塞懸遠_一、屬有_二徵発不_一、會_二機急_一、由_二是_一、旣置_二多賀_一、階上二郡_一、募_二集百姓_一、足_二入兵於國府_一、設_二防禦於東西_一、誠_二是備_一、預_二不虞_一、推鋒_二萬里_一、二者也、但以、徒有開設之名、未_レ任統領之人、百姓願望、無_レ所_二係_一心、望_二請_一、建_二爲_一真郡_一、備_二置_一官員、然則民知_二統攝之_一、歸_二賊絶_一、親_二望_一、許_二之_一。

の記録をとどめており、ことに多賀、階上二郡の建置を請うたときは、現地將軍の判断要請に俟つものであつて、中央高官のデスク・プランではありえない。死の四ヶ月まえまでは、家持が鎮守府にいたことは確実である。

当時、陸奥の國府は多賀城にあつた。そして按察使は一国の國守をそれにあて、隣國を監督せしめるのが、按察使をはじめ置いて置いた養老三年（七一九）以来の定めであつたから、陸奥守家持は隣國出羽をも管して多賀城にあつたのである。ただし陸奥按察使は按察使設置の養老三年の記事には見えず、翌養老四年九月、蝦夷が反乱をおこして按察使正五位上上毛野朝臣広人を殺害したのが、陸奥按察使の史上における初見となつてゐる。しかし天平勝宝（七四九—七五六）ごろになると、参議のような重要な京官を帯したものが按察使となつており、もともと常置の職であるものが、巡按使と同様に、臨時に派遣せられるものとなつていたようである。家持もまた参議にして按察使に任じたので、彼の派遣も、奈良時代における蝦夷

夷経営が、延暦二十一年（八〇二）、坂上田村麻呂によつて酋長降服の奏上がなされるに至るまでの、そのおりおりの派遣の一つであつた。多くの例をあげるまでもなく、このころは蝦夷の騷擾が踵を接しておこつた時期で、和銅二年（七〇九）以降、兵をおこすこと百年におよんだ。もともと按察使は、養老五年（七二二）六月十日の太政官奏に「國郡官人、漁_二獵黎元_一、擾_二亂朝憲_一、故置_二按察使_一、糾_二彈非違_一、肅_二清奸詐_一」とあるごとく、地方官の政迹を觀察するものであつたが、東國が多事になるにしたがつて、陸奥、出羽按察使の姿はおのずから変らざるをえず、ここに陸奥按察使が鎮守將軍を兼ねる事態を招致したのである。和銅二年三月はじめに征夷將軍を任じたときは、陸奥の方を陸奥鎮東將軍、越後の方を征越後蝦夷將軍と称したが、陸奥鎮東將軍は以後、持節征夷將軍（養老四年九月）、持節大將軍（神龜元年四月）、征夷將軍（神龜二年閏正月）などと呼ばれ、また征越後蝦夷將軍は、征狄將軍（和銅二年九月）、持節鎮狄將軍（養老四年九月）などと呼ばれた。それが宝龜十一年（七八〇）三月二十八日、中納言從三位藤原朝臣種継を征東大使、正五位上大伴宿禰益立、從五位上紀朝臣古佐美を副使となすにあつて、翌日、別途に從五位下大伴宿禰真綱を陸奥鎮守副將軍とし、從五位上安倍朝臣家麻呂を出羽鎮狄將軍とした。また右の副使益立を兼陸奥守とした。かくて征東大使は鎮守府將軍を兼ねるとともに、陸奥守はもとより、出羽鎮狄將軍をも管下に置くことになつたのである。出羽鎮狄將軍は越後蝦夷將軍の地域的移動・拡充であり、もともと按察使の制度がそうであつたように、征東大使は出羽をも含めて奥羽の一つの広域行政体として組織する、その長たるの資格を与えられたのである。家持が持節征東將軍に任じられたの

は、このように征東大使の位置・権限が確立した後である。家持は、はじめ陸奥按察使鎮守將軍に任じられ、翌々年、重ねて持節征東將軍に任じられているから、この「持節征東將軍」は「持節征東大使」であることが明らかである。

当時、蝦夷の鎮定は難事中的の難事であった。大使や副將軍の更迭がしばしば行なわれ、戦況・治安を奏言するたびに、「使等延遲、既失_レ時宜_レ」といった勅諭をこうむらねばならなかった。家持の前任者は宝龜十一年九月二十三日任命の正四位下藤原朝臣小黒麻呂であるが、家持と小黒麻呂のへだたりは二年足らず、小黒麻呂とその前任者種継とのへだたりはわずかに半年である。しかも三人ともに征東大使に任じられている。中央政界の事情もあるにはあったが、更迭の頻繁さからしても、蝦夷治定に手をやいた政府の苦境が察しられる。

このような状況にあつて、家持は按察使鎮守將軍拜命の翌年、中納言に補された。そして前に記したように、延暦四年四月七日に、多賀、階上二郡の建置を請うているのである。鎮守將軍任命から建置奏請までは二年十ヶ月であるから、着々と手をうち、その治績ははばあがつていたとすべきであろうか。いずれにせよ、こうした騒擾の渦中にあつては、中納言に任じられたからといって、たやすく帰京することは不可能であつたらう。たしかに中納言は要職であるが、定員三人を擁しており、和銅二年任命の巨勢朝臣麻呂も現地にあつて中納言に任じられ、そのまま陸奥の地にとどまつているし、種継も中納言従三位をもつて征東大使に任じられている。征夷(東)將軍が虚職となるのは東北静謐の後であつて、少なくとも大同二年(八〇七)以後のことである。参議であらうと中納言であらうと、

彼等は現地に派遣され、踏みとどまり、政府永年の懸案たる蝦夷問題の解決に力を致さざるをえなかった。

延暦四年四月七日現在、中納言家持は現地にいた。それなら、死までの四ヶ月有余の間はどうであつたらうか。この解決を急ぐまゝに、多賀城——鎮守府の所在地について瞥見を加えておこう。

二

多賀城をはじめて置いたのは、天平宝字六年(七六二)にたてられた多賀城碑によると、神龜元年(七二四)である。この碑については偽作説もあるようであるが、^(註3)統紀、養老六年(七二二)の条に、「(八月)丁卯、令_レ諸国司、簡_レ点柵戸一千人、配_レ陸奥鎮所上焉」とある「鎮所」(鎮守府)を多賀城と見れば、このときすでに多賀城の実質は存在していたと解することもできる。いずれにせよ「多賀柵」が統紀にはじめて見える天平九年(七三七)のころは、多賀が律令政権の蝦夷に対する橋頭堡であつたことは間違ひなく、国司も鎮守府將軍もこの地にあつて陸奥統治や蝦夷の鎮撫にあつたのである。そしてこの地を陸奥経営の根拠地たらしめた功績は、ひとえに名將大野朝臣東人の力に帰せらるべきものであつた。東人は、壬申の乱に近江朝の將軍として活躍した大野果安の子で、神龜元年から天平十一年(七三九)参議に任じられるまで、少なくとも十六年の間、征夷の事に従事したのである。東人によつて造営された多賀城は、南北十町(一、〇八〇メートル)、東西八町(八六四メートル)の結構をもつたといわれる。しかし宝龜十一年(七八〇)以前の多賀については「多賀柵」と記され、「多賀城」の文字の使用されていないことからすれば、国府としての体裁を整えるには、な

おいくばくの年月を必要としたのであろう。「柵」と「城」は「柵」と「城」と熟す語であるが、柵壘と城砦のニュアンスの違いのことを、やはり両者の間に認むべきかと思われる。柵は木柵の保壘である。

この城府に家持は、征東大使、鎮守府將軍としてあつた。東人は十六年の在任の後、参議として都に帰つた。さきに記したように、家持前後の將軍は参議、中納言にして辺境の地に出て、またそこにとどまつた。そこに蝦夷治定の困難さの歴史がかえりみられる。家持の多賀、階上二郡の建置奏請は、この困難の具体的なあらわれのひとつにはかならなかつた。

その困難に処して、死の四ヶ月まえから死までの間、家持は鎮守府にいたのかいなかつたのか。家持最晩年の居住地と死去の場所とがさぐられねばならぬ。

統紀には徴すべきなものもない。したがって迂遠な方法であるが、和銅二年以降の任陸奥鎮守將軍、任越後・出羽鎮狄將軍、また任征東大使の記事を統紀から拾ひ出すことによつて、派遣された將軍たちが、いつ、どのように帰京、もしくは転任したかのしめくくりのほどを確認してみよう。もし帰京・転任の記事がないならば、そこになんらかの事情の伏在が考えられもしようからである。

和銅二年(七〇九)三月にはじまつて、弘仁二年(八一)十二月、蝦夷鎮撫完了の詔が発せられるに至るまでに任命された大使、將軍たちの氏名は次のごとくである。

(1)和銅二年(七〇九)三月 陸奥鎮東將軍巨勢朝臣麻呂

越後蝦夷將軍佐伯宿禰石湯

(2)養老四年(七二〇)九月

持節征夷將軍多治比真人梶守
持節鎮狄將軍阿倍朝臣駿河

(3)神龜元年(七二四)四月 持節大將軍(征夷持節大使)藤

臣字合

鎮狄將軍小野朝臣牛養

(3)天平九年(七三三)二月

陸奥持節大使藤原朝臣麻呂(任事なく発遣の記事がある)

鎮守將軍大野朝臣東人

(5)天平宝字元年(七五七)六月

陸奥鎮守將軍大伴宿禰古麻呂

(6)天平宝字四年(七六〇)正月

陸奥国按察使兼鎮守將軍藤原朝臣朝鸞(任命の記事なく「勅旨に出る」)

(7)天平宝字八年(七六四)九月

鎮守將軍田中朝臣多太麻呂

(8)宝龜二年(七七)閏三月

陸奥守兼鎮守將軍佐伯宿禰美濃

(9)宝龜四年(七七三)七月

陸奥鎮守將軍大伴宿禰駿河麻呂

(10)宝龜八年(七七七)十二月

陸奥鎮守將軍紀朝臣広純(任命なく奏言の記事がある)

(11)宝龜十一年(七八〇)三月

征東大使藤原朝臣繼繩

(12)宝龜十一年(七八〇)九月

出羽鎮狄將軍安倍朝臣家麻呂

(13)延暦元年(七八二)六月

持節征東大使藤原朝臣小黒麻呂

(14)延暦三年(七八四)二月

陸奥按察使鎮守將軍大伴宿禰家持

(15)延暦六年(七八七)閏五月

持節征東將軍大伴宿禰家持

(16)延暦七年(七八八)七月

陸奥鎮守將軍百濟王俊哲(任命なく左降の記事がある)

(17)延暦十年(七九一)七月

征東大使紀朝臣古佐美

(18)延暦十年(七九一)九月

征夷大使大伴宿禰弟麻呂

(19)延暦十年(七九一)九月

陸奥鎮守將軍百濟王俊哲(再任)

死の持家

⑩延暦十五年(七九六)十月 鎮守將軍坂上大宿禰田村麻呂

延暦二十三年(八〇四)正月 征夷大將軍坂上大宿禰田村麻呂

⑪大同四年(八〇九)正月 陸奥鎮守將軍佐伯宿禰耳麻呂

⑫弘仁二年(八一)四月 征夷將軍文室朝臣綿麻呂

これらのうち帰京・転任の記事が見えないのは、(1)の巨勢朝臣麻呂、(4)の藤原朝臣麻呂、(9)の同伴宿禰駿河麻呂、⑬の同伴宿禰家持、⑭の百濟王俊哲の五人である。(8)の佐伯宿禰美濃は鎮守府將軍任命の翌年、右京大夫に補せられていて、⑮の藤原朝臣繼繩の兼中務卿、兼左京大夫のように現任のままの兼務とも考えられるが(繼繩は後の記事によって帰京が明らかである)、「兼」の文字のない以上、帰京してその任についたと見るのが穏当であろう。したがってこれは帰京・転任の記事なきものには加えない。他は任免その他の紀文に徴して、帰京・転任の事実が確認されるものである。

さて疑問の五人であるが、(1)巨勢麻呂の任鎮東將軍以後の記事は、叙正四位上、授従三位、任中納言、現地よりの奏言、薨伝、となっていて、奏言より薨去までの期間は四ヶ月足らずである。薨伝は「(養老元年正月)己未、中納言従三位巨勢朝臣麻呂薨」とのみあって、陸奥鎮東將軍の肩書きを付していない。しかし「令_レ随近国民_レ遷_ニ於出羽国_レ教諭狂狄_レ兼保_レ地利_レ」と奏上し、かつ聴許された將軍が、四ヶ月足らずのうちに転勤を余儀なくされたとは思えない。その施策の成功が刮目して待たれたはずである。麻呂は功半ばにして現地で死去したのであろう。それがかつとも自然な考え方である。

(4)藤原朝臣麻呂はもとも任命の記事がなく、「(天平九年正月)丙申、詔_ニ持節大使兵部卿従三位藤原朝臣麻呂、……等_レ發_ニ遣陸奥

国_レ」とあって、彼が持節大使であったことがわかる。彼と行動をもにした鎮守將軍大野朝臣東人は、天平十二年(七四〇)九月、藤原広嗣が兵を起こすにあたって、ただちに討広嗣大將軍として九州に転属せしめられている。麻呂の記事は、右につづいて四月、奏の言のことがあり、それに接して薨伝が来る、「(天平九年七月)乙酉、参議兵部卿従三位藤原朝臣麻呂薨」。麻呂にあっては、奏言から薨去までは三月足らずである。彼もまた現地_ニにその生を終えたのであろう。

(9)大伴宿禰駿河麻呂の任鎮守將軍以後の記事は、征夷促進の勅命拝受、倭夷追討、任参議、勤勞嘉尚の勅使至る・授正四位顯三等、「(宝龜七年七月)壬辰、参議正四位上陸奥按察使兼鎮守將軍勲三等大伴宿禰駿河麻呂卒、贈_ニ従三位_レ」。嘉尚の勅詔を賜わってから卒去まで七ヶ月余。卒伝の肩書きにしたがって現任、そして現地での卒去を認めてよからう。

⑬大伴宿禰家持を述べるべきであるが、便宜上、(7)百濟王俊哲を先にする。任鎮守將軍以後、俊哲の記事は、仁寿元年(八五一)九月、百濟王貴命の卒去にあたって、「貴命従四位下陸奥鎮守將軍兼下野守俊哲之女也」が文徳実録に見えただけである。俊哲はとくに死んでいたが、「鎮守將軍之女」とあるところからすれば、俊哲も現任のまままで死んだのであろう。

⑬家持。家持を考えるうえで、もっとも参考になるのは、(1)巨勢麻呂の場合、つづいては(4)藤原麻呂の場合である。a、現地_ニで中納言に補せられている(藤原麻呂の参議任命の時期は不明)。b、死の四ヶ月前(藤原麻呂は三ヶ月前)に中央政府に奏言を行なっている。c、奏言のすぐあとに薨伝(死伝)がくる。d、薨伝(死伝)

に持節大使、鎮守將軍等の肩書きがない。e、死去の月が正月(巨勢麻呂)、七月(藤原麻呂)、八月(家持)というぐあいに、高齢者の死亡を招きやすい厳冬、酷暑の候である、等々の諸条件が一致しているからである。巨勢麻呂の個所で、建策し、かつ聴許された將軍が四ヶ月足らずのうちに転動を余儀なくされることはあるまいといったが、特別の事情のないかぎり、この趣は家持の場合にもそのままあてはまる。家持の建言は「許之」と記されており、彼も巨勢麻呂同様、無能の將軍ではなかったのである。その將軍たちの薨伝(死伝)の肩書きに征東大使、鎮守將軍の文字のないのは、たまたま共通してそうなったまでで、特別の意味があるとは思えない。「大使」「將軍」の呼称自体がそうであるように、統紀の記法は、必ずしも厳密な統一のものには行なわれていない。重要なのは、奏言と死去の時が接していることである。つまり、帰京・転動の余裕はなく、彼等が現地で死去したろうことを推測せしめる点である(現地死去の点は、やや余裕のあった大伴駿河麻呂や、その間の事情の不明な百濟王俊哲も同様であつたらう)。別の言い方をすれば、大使・將軍二十例のうち五例に帰京・転任の記載がないということは、事実、五人の大使、將軍が帰京も転動もしなかったということではなければならない。巨勢麻呂も藤原麻呂も、そして家持も、持節大使、鎮守將軍として現地に生涯をとじたのである。現地陸奥、出羽は広い。しかし恐らくそれは鎮守府多賀城においてであつたらう。家持の死は、残暑なお去りやらぬ陰曆八月二十八日のことである。

三

死後家持を襲つた不幸は、種継射殺事件に関係ありとして、処斬

の対象にされたことである。統紀によれば、死後二十余日にして、その屍を葬らざるときに事発覚し、家驗したところ家持も関係していた、というのであるが、これは、死後二十余日間、連坐の実状が明白になるまで、埋葬を許されなかったということであらうか。そうでなければ、亡骸の処置を暑熱の候に二十余日間も放置しておくというのには、腑に落ちぬ。結局、罪状が明らかになり、「由_レ是_レ追_レ除_レ名、其息永主等並_レ処_レ流_レ焉」ということになる。この最後の部分は、家持の死後処理の問題、本稿のいわゆる(B)を解決すべき重要な個所である。

ここには十四の漢字がならんでいるが、このなかで意を左右するのには「並」の文字である。漢和辞典はおおむね、「並」「並」「并」同字で、①みな、ともに、②つらなる、の意だとしている。まずまず人々の常識にある理解であるが、これを①ととるか、②ととるかによって、全体の文意がはなはだしく変わってくることに注意せねばならぬ。①その息永主らも父とともに流刑に処せられた。②その息永主らもつらなつて流刑に処せられた。つまり、①であれば、父家持が除名のうへ流刑に処せられ、息永主らも同様に流刑に処せられた、ということであり、②であれば、父家持は除名され、息永主らもつらなつて(かつまた)流刑に処せられた、ということになる。家持は死亡しているのであるから、①からは「遺骨配流」という考え方が生まれてき、②のとりようからは、家持は除名されただけだという刑の少しく軽い結果が生まれてくる。

そこで統紀のなかから、処刑に関する文章で、「並」の字を使用した箇所をさがしてみると、

外従五位下上毛野朝臣宿奈麻呂等七人、坐_レ与_レ長屋王_レ交通_レ、

並^ニ処^セラ^レ流^ス。(天平元年二月、)
(長屋王の変)

黄文、道祖、大伴古麻呂、多治比饗養、小野東人、賀茂角足

等、並^ニ杖^チ下^テ死^ス、……信濃国守佐伯大成、土佐国守大伴古慈斐

二人、並^ニ便^テ流^シ任^ニ国^ニ。(天平宝字元年七月、)
(橘奈良麻呂の変)

既斬^ス仲麻呂、并^ニ子孫、同惡相^ヒ從^ヒ、氷上塩焼、惠美巨勢麻呂、

仲石伴、石川代人、大伴古薩、阿倍小路等。(天平宝字八年、)
(藤原仲麻呂の変)

但以^テ諒^シ闇^シ之^ノ始^メ、山陵未^レ乾^キ、哀感^シ之情未^レ忍^ビ論^ス刑^ヲ、其川繼

者、宜^シ免^ラ其死^ヲ、処^ニ之^ノ遠流^シ、不破内親王并^ニ川繼^ノ姉妹^ヲ者、移^サ

配^ス淡路国^ニ。(延暦元年正月、)
(水上川繼の変)

捕^テ獲^テ大伴継人、同竹良并^ニ党与^ヲ數十人^ヲ推^シ鞫^ル之^ヲ、並^ニ皆承^テ伏^ス、

依^テ法推^シ断^ス、或^ハ斬^ル、或^ハ流^ス。(延暦四年九月、)
(伴繼人、竹良の変)

のごときがあり、「並」の字の意味、重さを解決するよすがとなる。

しかし抄出の文を読むとわかるように、これらはいずれも「みな」、

「ともに」、「および」(最後のものも日本語の接続詞としては普通の

用法である)の範圍の使用であつて、全体の文意もきわめて明晰

である。「除名」と「配流」が、一見主語を異にしたがら、しかも

相かわることを思わせるようなあいまいさはどこにもない。家持

処断の文の不明瞭さは、じつは、死後の「死後廿余日」以下の行文全

体に認められるところで、強いていえば、統紀筆録者の事態把握の不

確かさ、それ以上に、事件そのものの不明確さをさえ想像せしめかね

ないのである。だからといって家持の死、また処刑の実態を未確認

のままに放置することは許されない。なしうる唯一のことは、「並」

の字の統紀処刑文一般の用法にならつて、これを「ともに」と定め

てかかることである。「其息永主等」とのみあつて、前掲諸文のよ

うに人名がならんでいないのであるから、こゝは「みな」の訳語は

適当でない。「その息永主らも父とともに流罪に処せられた」、このように文意を定むべきである。

そうだとすれば当然考えられることは、「遺骨配流」ということ

である。埋葬の許可はなかったにしても、荼毗に付きなければど

うにも死体の始末のしようがない。家持は白骨にはなっていたので

ある。そして永主らとともにいずかへ流刑に処せられたのであ

る。永主らのは永主の妹なども含むのであろうか。

家持、永主の父子が本位を恢復したのは、二十一年後の大同元年

(八〇六)三月であつた。

(註1) 統紀宝龜十一年十月の条。

(註2) 大同二年四月、文室綿麻呂が征夷大將軍に任ぜられるに

およんで蝦夷はほぼ平定し、これよりこの職もまた置かれなく

なつた。元暦元年(一一八四)正月、源義仲京都に入るや、

征夷大將軍の宣旨を給わつたが、これ以後征夷大將軍は虚職

となるのである。

(註3) 早く明治二十四年に田中義成氏がこれを疑つてゐる旨

を、坂本太郎博士が報じておられる(日本全史2、古代1)。

(註4) 尾山篤二郎氏「大伴家持の研究」。